

名古屋造形大学桃美会緊急修学支援金規程

(設置目的)

第1条 この規程は、名古屋造形大学の学生が、経済的急変により学業継続が困難となった場合、学業継続のために、緊急修学支援金（以下「支援奨学金」という。）を支給することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支援奨学金支給の対象者（以下「支援奨学生」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 科目等履修生及び研究生を除く本学学部生である者
- (2) 本会以外から緊急修学支援等の奨学金貸与を受けている者

(支給額)

第3条 支援奨学金の支給額は、70万円を限度とする。

(支給期間)

第4条 支給の期間は原則として、採用された年度に限る。

(出願)

第5条 支援奨学金を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、名古屋造形大学事務部を経て、名古屋造形大学学長へ提出するものとする。

2 願書の記載事項に関して、別途に証明書を求められた場合は、これを提出しなければならない。

(支援奨学生の決定)

第6条 支援奨学生の採用は名古屋造形大学学務委員会で調査、面接のうえ、名古屋造形大学教授会の議を経て、桃美会会長がこれを決定する。なお、必要があると認められた場合、支給者の属する名古屋造形大学領域長の意見を徴するものとする。

(採用の取り消し)

第7条 支援奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、支援奨学生として支給された金額を、直ちに返還しなければならない。

- (1) 虚偽の事由をもって支援奨学生に採用されたとき。
- (2) 名古屋造形大学学籍上の異動があった場合。
- (3) その他、名古屋造形大学教授会において支援奨学生として適当でないと認めたとき。

(事務処理)

第8条 この規程の事務は、名古屋造形大学事務部が行う。

(実施事項)

第9条 この規程の改正については、桃美会総会の議を経なければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、桃美会総会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年5月27日から施行する。